

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に伴う
児童福祉審議会所掌事項の追加について

1 概要

「こども未来戦略」に基づき、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が新たに創設され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施される。

当該事業を実施する事業者の認可に当たっては、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、児童福祉審議会の意見を聴く必要があるため、保育部会の所掌事項に追加する。

2 根拠法令

- (1) 児童福祉法（以下「法」という。）
- (2) 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「条例」という。）

3 事業の種類

- (1) 一般型乳児等通園支援事業
定員を別に設け、在籍児と合同又は専用室を設けて受入れを行う。
- (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業
保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う。

4 主な審査内容

- (1) 必要な経済的基礎があること。
- (2) 社会的信望を有すること。
- (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。
- (4) 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること等、法に規定する欠格条項に該当しないこと。
- (5) 条例に定める設備及び運営の基準を満たしていること。

5 認可予定施設

- (1) 私立認可保育所、地域型保育事業所等（実施を希望する園）
- (2) 私立幼稚園（実施を希望する園）
- (3) その他、認可基準を満たした上で実施を希望する施設

6 スケジュール（予定）

令和8年3月 児童福祉審議会保育部会への意見聴取・実施事業者の認可
4月 事業開始